

『東三河後見センター』会報 第29号

平成26年 9月10日発行

電話 (0533) 80-2707

発行者：NPO 法人東三河後見センター

FAX (0533) 80-2708

愛知県に認定NPOの認定申請・市民後見人の活動広がる

当法人の認定NPOの認定期限が6月30日をもって切れました。平成24、25年度の実績をもとに改めて認定申請を愛知県に提出しました。提出書類審査はだいたい終わり、9月からは現場での抜き取り調査などの段階です。順調にいけば11月には改めて認定NPOとして認定されることになります。認定されましたらただちに臨時会報を発行してお知らせする予定です。6月30日の認定終了後いったん切れていた税額控除が再開されますので、税額控除を受けたい方は賛助会費、寄付の納入を臨時会報の発行を待ってください。

市民後見人12名が合計30名の方を担当、中身濃い成年後見ミーティング

市民後見人の活動はゆっくりですが、着実に広がっています。8ページの受任状況一覧のように、活動中の市民後見人は12名に、担当している被後見人等は30名まで広がりました。

今年度から市民後見人を主な対象として開始した成年後見ミーティングは今年度これまでに2回開催、いずれも充実した内容で、好評でした。(4、5ページ参照) 次回は11月1日午後1時30分からプリオセンターで居住用不動産売却の事例が報告されます。市民後見人以外の方も参加できます。

市民後見人を地域の課題として具体的に取り組む活動

私たちは平成19年にNPO法人東三河後見センターを立ち上げ、以後7年間地道な活動を続け、その中で市民後見人の養成・支援にも取り組んできました。国も重い腰を上げて、平成24年からは老人福祉法、平成25年からは障害者総合支援法にそれぞれ市民後見人の育成・支援を盛り込み、市民後見人の全国展開を開始しました。

東三河では、すでに平成25年度までに5市すべてが成年後見(支援)センターを備え、活発な活動をしています。国の動きに先駆けた先進的な活動で、全国的にも先進的な地域といえますが、これに安心せず、今後の成年後見ニーズの爆発的な拡大に備え、この動きをさらに1歩すすめ、市民後見人の養成・支援を東三河全域で展開することが必要です。そのためには、市民後見人の育成・支援をこの地域の政治課題として愛知県と各市町村に正面から取り組んでいただくことが肝要です。その第一弾として、市民後見人の育成・支援について各市の市議会あるいは県議会で議論していただく段階と考え、議員さんたちへの働きかけをしています。豊川市と豊橋市ではすでに心ある議員さんが質問をしてくれました。愛知県では副知事にお会いし、直接、状況をお話する機会を与えていただきました。(6、7ページ参照) 東三河地域として来年度のより良い方法に結実することを願っています。

成年後見制度を正しく理解していない施設があります

最近ある特別養護老人ホームで、補助人の市民後見人が施設の相談員から「後見人はお金の管理だけやるのが仕事。それ以外のことは親族に頼むから、関わらないでほしい」と言われたそうです。「身上監護」や「本人意思の尊重」ということを良く理解していない施設関係者、風通しの良い施設運営を志向していない施設がまだ残っているようです。

私たちは成年後見人等として活動するとき、ご本人の権利と利益を守るという立場に立って活動

すること、あるいはそれが侵されそうなどときには、ご本人の最善の利益をもとめてきちんと主張できるよう、皆で切磋琢磨していくことの大切さを改めて感じています。

(代表理事 長谷川卓也)

法人ホームページをリニューアルしました!!



(ホームページのトップページ)

昨年度の事業計画でホームページを改良することを計画しながらなかなか進行できませんでしたが、このたび、強力な助っ人のおかげで移転リニューアルすることができました。(アドレスを変更しました。下記参照)

彼女はHTML言語(ホームページを作る時のコンピュータ言語)の知識が豊富で、工藤の原稿を見事にホームページへと創りあげてくださいました。

現代社会は、高度情報社会ともいわれています。パソコンに限らず、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機器等あらゆる端末から情報を手に入れることができます。

東三河後見センターのこと、成年後見制度についての情報を様々な人に見ていただきたいという思いで作成しました。そのため、トップページ

に、ブログの更新案内を載せました。ここから、直近の情報やお知らせをお伝えすることが可能になると思います。また、成年後見制度等のご相談や質問といった双方向の関わりができると考えています。もちろん、この会報も充実していきたいと思いますが、3カ月に一度ではなく、毎日チェックされるような形にしていきたいと考えています。ぜひ、一度ご覧ください。

ホームページに掲載している主な内容

- 東三河後見センターについて(設立趣旨・事業内容・スタッフ・沿革)
- 成年後見制度とは(成年後見制度について説明しています)
- 市民後見人とは(市民後見人の情報及び当法人の市民後見人について説明しています)
- 活動報告(平成25年6月発行の会報から現在までの会報をみることができます)
- リンク(裁判所、東三河地域の成年後見センター情報など)



ホームページアドレス <http://higashimikawakouken.or.jp>

東三河後見センター瓦版(ブログ)は随時更新します!!

ケースファイル 9 <申立てまでに5ヶ月>

困難事例と呼ばれ、支援に直接関わっている社会福祉協議会（社協）や地域包括支援センター、ケアマネジャー、ヘルパー等だけでなく、市役所、警察署、保健所など関係機関までもが振り回され、関係者一同が長期にわたり大変苦勞する事例があります。そうした事例では、ご本人は認知症、精神障がいなどの自覚がないことも多く、支援を拒否するため、なかなか解決の糸口が見つからず、問題が長期化すること多いのが実状です。この事例で状況を大きく変えたのは、社協、親族等関係者の「成年後見制度の利用による新たな生活設計」という明確な目標をもった粘り強い活動でした。

<本人>	83歳の女性・高層集合住宅に一人暮らし・結婚経験なし
<収入・財産>	定年まで公務員。年金、資産多く、経済的には不自由しない。
<心身の状態>	要支援1だが、ヘルパーなどは利用しない。数年前から被害妄想が強くなり、1階上の住民が毒を振りまき自分を殺そうとしているとか、自分のいない時に誰かが部屋に入り、お金や冷蔵庫内の食品を盗んでいくなどと言って、市役所、社協、警察などにSOSの電話を頻繁にかけるようになった。

社協の紹介で本人の甥と姪から当センターに成年後見制度の相談がありました。本人が悪口を言い続けているきょうだいの子供です。2人とも他市に住んでいるのですが、本人のことを心から心配し、毎月のように訪問し、見守ってくれていたのです。（訪問しても玄関から中には入れてくれないことも多かったそうです）

成年後見の申立ての相談を受けてからの活動をピックアップしてみました。

9月 2回訪問、いずれも1時間程度。昔の仕事の話し、きょうだいから受けた仕打ちなどの話を何度も繰り返すのを聞きながら、こちらの話ができる時に成年後見制度の申立てに向けた準備の話しをする。その繰り返し。税金の通知を紛失して督促状が届き、パニック状態になって朝6時頃からあちこちに電話をかけまくっていて、「忙しいから」と約束の訪問を断られたこともある。

10月 本人宅を2回訪問。いつものとおり、本人の話しが長いので1時間くらいの訪問になる。隙を見つけて成年後見制度の話しをするが、本人の気持ちは揺れ動いており、なかなか定まらない。今回は順調だったので、もう一步と思って行くと強い拒否にあったりの繰り返し。

11月・12月 10月に成年後見制度の利用を強く拒否したので、2ヶ月間は社協さんに任せ、私は訪問を休んだ。社協さんのおすすめで12月からデイサービスに行き始め、とても気に入っているとのこと。デイの送り出しで、ヘルパーも入るようになったとのこと。

1月 1/4 本人がデイサービスに行っているあいだに、甥のAさんと社協の方と私の3人で本人の居宅に入り、申立てに必要な預金通帳、年金証書等の書類を探した。居間は書類、本、衣類などが山積みされていてどこから手をつけてよいかわからない状態だったが、何とか探しあてた。1/29 本人から10回電話あり。きょうだいから昔受けた仕打ち、施設に入るつもり、後見人の報酬のことなど、いつもの話しと成年後見についての疑問など新しい話が入り混じっていた。その後、有料老人ホームへの入所を決める。

2月中旬 家庭裁判所にて受理面接。8月作成の診断書が古かったので、再提出を指示された。

4月中旬 後見開始の審判が決定した。

9月に成年後見申立ての相談を受けてから1月下旬申立て書類が整うまでに4ヶ月余かかりまし

た。その間に私は5回本人宅を訪問し、社協さんはその倍は訪問し、デイサービスやショートステイ、有料老人ホーム入所までつないでくれました。

ご本人は老人ホームが気に入り、安心したのか、被害妄想も出なくなり、昔の仕打ちを恨んでいたその兄弟がホームを訪問してくれ、とても喜んでいたのが印象的でした。

(文責：長谷川卓也)

成年後見ミーティング 始まりました

会報第28号でお知らせしましたが、市民後見人による成年後見ミーティング（年間を通して5回開催予定）の第1回、第2回をプリオの第3会議室にて開催しました。7月5日（土）の第1回の話題内容は「就任時事務報告書の提出まで」として、本田啓枝さんが被後見人との関わりを時系列的に丁寧に報告してくださいました。9月6日（土）の第2回の話題内容は「地域住民との関係づくり」として、杉浦弥生さんが、被後見人を取りまく地域住民との関係性の調整について具体的にお話ししてくださいました。

このミーティングでは市民後見人の方に話題を提供（30分程度）していただいた後、グループワーク（1時間程度）によって、参加者のやりがいや体験した事、悩みなどを共有しながら、顔の見える関係をつくっていきたいと考えています。最後には20分程度の質疑応答の時間も設定しています。市民後見人名簿登録者を対象としていますが、成年後見制度に関心のある方であればどなたでも参加できます。

第1回 成年後見ミーティングの様子

平成26年7月5日（土） 13:30～15:30 プリオ第3会議室 参加者 15名

市民後見人名簿登録者で実際に活動をされている本田啓枝さんから、就任直後の事務として、就職時報告書の提出までにどのように活動されたのか、時系列に発表していただきました。本人さんとの信頼関係を構築するために、報告書を提出した後の関わりについても大変丁寧に発表されました。市民後見人としての誠実な対応をされていました。



(話題提供 本多さん)



(グループワーク後の発表)

第2回 成年後見ミーティングの様子

平成 26 年 9 月 6 日（土） 13:30～15:30 プリオ第 3 会議室 参加者 12 名

第 2 回目は、「地域住民との関係づくり」という話題を杉浦弥生さんから提供していただきました。住民同士の繋がりが非常に強い地域の中で、後見人がその方々とどのように関わってきたのか、関係づくりの中で見えてきたことや課題になった点を、本人の『徘徊』という行為への対応と不動産（家屋、農業倉庫、田畑）の財産管理の視点から発表していただきました。

話題提供後のグループワークでは「後見人等に就任した場合、地域の方にお伝えするか否か」、「お伝えする場合、どのような方に、どの程度伝えるか」を主なテーマとして意見交流をしました。



（話題提供 杉浦さん）



（グループワークの様子）

次回、第3回 成年後見ミーティングは 11 月 1 日（土）13:30～15:30 プリオ第 1 会議室

話題提供者 田中 義人さん 「居住用不動産の処分の申立てと不動産売買について」です。

成年後見制度・市民後見人の育成支援を考える

成年後見制度が始まってから 14 年が経過し、超高齢化、単身世帯の増加、認知症高齢者の増加など制度を取りまく環境も大きく変化しています。かつては、本人の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の 90%以上であったのが、現在では、全体の約 42.2%となっています。半数以上が親族以外の成年後見等が選任されています。申立件数も、当初 9,007 件であったのが、34,548 件となり、平成 25 年 12 月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で 176,564 人となっています。（最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況）

後見人等の担い手不足が顕在化され、平成 24 年には老人福祉法第 32 条 2 の創設や介護保険法改正、そして障害者総合支援法施行（障害者自立支援法の改正法）の中に「市民後見人」という用語が明文化され周知されるようになりました。今回の最高裁判所の成年後見関係事件の概況に「市民後見人」の注釈が初めて示されていますが、「市民後見人」の統一的な定義づけはまだありません。当法人では、平成 22 年度、23 年度及び 25 年度にわたり、助成金の取得や委託事業として市民後見人養成研修を実施し、修了者の方で希望された方を面接した上で、市民後見人登録者名簿に登録し裁判所へ提出しています。実際に活動している「市民後見人」の方も徐々に増えつつあります。

こうした状況の中で、各地で成年後見支援センター等が社会福祉協議会等に設置されています。東三河地域においても、田原市、豊川市、豊橋市、新城市、蒲郡市にセンターが設置されています。成年後見制度が浸透すればするほど、成年後見制度のニーズが高まることが予測できます。そのニ

ーズを充足させるためには、やはり、実際に活動する人材が必要となります。そうした人材をどのように確保していくが喫緊の課題と考えられます。

6月11日に行われた、豊川市議会において二村良子議員が関連した質問をされていますのでご紹介します。

豊川市の市民後見の現状認識と支援策（判断能力が薄れてきた人の権利を守る）

二村 良子 豊川市議員の質問

一人暮らし高齢者も、認知症も増加しているので成年後見制度による支援の必要性はさらに増大する、親族や弁護士などの専門職だけでは対応しきれなくなる恐れがある。今後も市民後見人の養成には社協の支援センターと連携し東三河後見センターとも協議して検討していく。

最近、市の無線放送で行方不明者のお知らせが多くなり、情報提供を呼びかける例が多くなりました。今後増加するとされている認知症の方や判断能力の落ちた方が地域で安心して暮らすために、国は成年後見制度という仕組みを作りました。

豊川市には、市以外に、NPO 法人東三河後見センターという団体があり、東海地方でも、その活動ぶりが評価されています。私たちにとって頼もしい存在です。困った人の権利を守ったり、支援してくれる団体があります 私たちは、自分にもしものことがあった場合、家族が何とかしてくれると思っている。自分で自分の生活を守ろうという意識は低い。同居の家族にしても、親の財産は親のもので、子どもがどうにかできるものではないという認識は低いのでは？障害のある親御さんの場合も、親が何でもできるという意識が強いように思います。

周りを見渡すと、高齢世帯や一人暮らしの人が多くなったと感じますし、認知症になったらどうしよう、お金の出し入れも、日常生活のあれこれにも不安が募ります。そんな不安に対応してくれる制度を市民が知っているか？また、この制度を運営する為に日常生活にまで入り込んで、権利擁護のお手伝いをしてくれる市民後見人の数を増やすこと、意識の高い人、専門的な知識を持ち、経験を積んだ人を育てるためには市の支援が必要だ！など考えながら質問しました。

二村議員の質問内容（１）

豊川市において将来、権利擁護の必要な人口はどのくらいと推定するか

豊川市 健康福祉部長 渥美昌之氏の答弁内容

成年後見の必要な方、（認知高齢者・知的・精神障害者が考えられ）は29年までに新たに263件、34年までで632件の新規を見込み、24年までの161人に加えると、34年には約800人の方に成年後見が必要になる。

二村議員の質問内容（２）

今現在市が扱っているのは8人で受け手のいない最後の手段の対応者のみだが、東三河後見センターでは53人を受けている、10年後の60倍もの人数に対応するには、東三河後見センターなどNPOに成長してもらい、市民の安心な暮らしの受け手に育ってほしい。市が直営で後見すると今の東三河後見センターの陣容で1億4200万円かかるとすると、10年後を考えれば、今、市はNPOの市民後見人養成に支援をするべきと考えるがどうか

豊川市 健康福祉部長 渥美昌之氏の答弁内容

一人暮らし高齢者も、認知症も増加しているので成年後見制度による支援の必要性はさらに増

大する、親族や弁護士などの専門職だけでは対応しきれなくなる恐れがある。今後も市民後見人の養成には社協の支援センターと連携し東三河後見センターとも協議して検討していく。

二村議員の提案内容

- ①市は福祉計画の見直し中です、成年後見制度の項目の将来を見据えたものにしていただきたい。
- ②市、社協、NPOなどが強く提携、協働してやってほしい、それが地域の税負担の抑制につながるうえ権利擁護が増え安心につながる。
- ③厳しい仕事に取り組む市民後見人への支援策を考えてほしい。

二村良子 議員のホームページ <http://7jigen.com/futamura/>

豊川市議会 議会中継のホームページ <http://www.gikai-tv.jp/dvl-toyokawa/2.html>

愛知県副知事 吉本明子 氏との面談 (平成 26 年 8 月 4 日)

7 月 18 日に長谷川代表と工藤が野中泰志愛知県議会議員の事務所を訪問し、昨年度取り組みました「市民後見地域モデルの作成と実践事業」の報告と今後のこの地域の後見制度の方向性について意見を交わしました。この地域から提案できることを県にも伝えていきたいという要望を野中議員のお取り計らいから愛知県庁にて、吉本副知事と面談の機会をいただくことができました。東三河後見センターの取り組みや、今後「市民後見人」という支援者が必要になり、その対応を講じておくことなどのお話をさせていただきました。



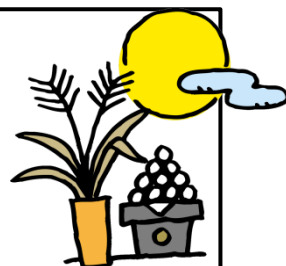
右手前から池田進さん、
長谷川卓也さん、
中央が吉本明子副知事
左手奥から
野中泰志 愛知県議会議員
工藤明人
(愛知県副知事室にて)

豊橋市議会 9 月定例会で 8 日から一般質問が行われています。

牧野英敏議員 (8 日)、渡辺則子議員 (10 日) が成年後見制度の運用や市民後見人について質問されています。東三河後見センター瓦版 (ブログ) でもお知らせしています。

東三河後見センターの今後の予定(9月~12月)

- | | | |
|--------------|-------------|--------------------|
| ☆原則第 2 月曜日 | 15 時 00 分より | 事務局会議(事務所にて) |
| ☆毎週火曜日 | 9 時 15 分より | ミーティング(事務所にて) |
| | | 一市民後見人の方、参加 OK |
| 9 月 14 日(日) | 成年後見無料相談会 | プリオ 4 階 市民活動室(要予約) |
| 11 月 1 日(土) | 成年後見ミーティング | プリオ4階 第1会議室 |
| 11 月 14 日(金) | 理事会 | |



賛助会員・寄付者一覧 (平成 26 年 6 月 10 日～)

【新規賛助会員の皆さま】(敬称略 入金順)

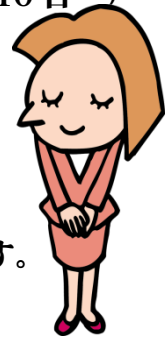
小川 祐子、吉田 富貴子

【ご寄付をお寄せくださった皆さま】(敬称略 6 月 10 日 以降 入金順)

村川 賢一、諏訪 浩幸、本多 結城子、細川 浩

皆さまのご協力に感謝いたします。

ありがとうございます。



☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成 26 年 9 月 10 日現在)

	後 見	保 佐	補 助	合 計
受任状況	25 名	25 名	8 名	58 名
受理面接済・確定待ち			2 名	2 名

★市町別受任一覧

(東三河 5 市の住所地特例事案については、設楽町以外は元の住所地で表しています。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	合計
認知症	15 名	6 名	3 名	1 名	0 名	0 名	25 名
知的障害	10 名	2 名	2 名	1 名	1 名	10 名	26 名
精神障害	6 名	1 名	0 名	0 名	0 名	0 名	7 名
合計	31 名	9 名	5 名	2 名	1 名	10 名	58 名

☆市民後見人の受任状況

	後 見	保 佐	補 助	合 計
認知症	12 名	3 名	2 名	17 名
知的障がい者	10 名	1 名	1 名	12 名
精神障がい者	1 名	0 名	0 名	1 名
合計	23 名	4 名	3 名	30 名

現在活動されている市民後見人の方は 12 名です。この方が上記表の 30 名の方の後見事務を担当されています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人登録名簿登載者の方で、当法人が事務担当者として任命し、実際に活動されている方をいいます。

賛助会費 寄付金をお願い

(平成 26 年 6 月 10 日～発行日現在)

正 会 員 費 納 入 者 : 49 人
(法人正会員 2 含む)
賛助会員費納入者 : 44 人
(法人賛助会員 3 含む)
寄付者 (3,000 円以上) 4 人
皆さまのご支援
ありがとうございます。

編集後記

9 月になりました。日々過ぎ行く時間がとても速く過ぎているように感じるこの頃です。5 月末より 3 カ月ほどかけてホームページをリニューアルすることができました。当法人の活動を知っていただくためのツールとして活かすことができたかなと思います。

時節柄、お身体ご自愛下さい。

(編集：工藤明人)